

法学部60周年によせて

法学部創立60周年と法整備支援 —人材育成に対する国際協力を中心として—



名古屋大学
大学院法学研究科長・
法学部長
杉浦 一孝

名古屋大学法学部は、1948年に法経学部として誕生し、2年後の1950年に法学部と経済学部が分離して現在に至っています。起点をどの年に求めるかにより、創立60周年記念事業をいつ行うかが異なってきますが、私たちは、本年7月18日（土）午後2時から名古屋大学豊田講堂で名古屋大学法学部60周年記念行事を行うことにしました。

本学部は、設置以来、自由闊達な学風のもとで、既成の権威や価値観にとらわれずに研究教育を進め、その結果、この60年の間に、社会に有用な人材を各界に多数輩出してきました。

法学部の歴史におけるターニング・ポイント— 1998年

一部ではよく知られていることですが、名古屋大学大学院法学研究科・法学部は、アジア諸国における法制度整備に機関として協力している唯一の法学の研究教育機関です。

私たちは、法学部創立40周年を機に、当時の教授会で、それまでの日本の法律学界・政治学界における欧米偏重の研究動向をみずから反省し、日本もその一員であるアジアの国ぐにの法・政治の研究教育を組織的に進めていくことを決めました。私たちは、その時に行われた募金活動に寄せられた浄財をそのための原資（アジア太平洋地域法政研究教育事業基金（AP基金））としました。

これ以降、すなわち1990年以降、私たちは、この研究教育プロジェク

トを組織的かつ精力的に進めていきました。その中で、アジア諸国の法律学者、政治学者、また法律実務家との学術交流を深め、その結果として、アジア諸国の大学、研究所等と多くの学術交流協定を締結することになりました。このように国際学術交流が活発に行われる中で、インドシナ三国（カンボジア、ベトナムおよびラオス）とモンゴルからそれぞれの国における法制度整備に対する協力要請があり、本学部の大学院重点化が行われた1998年に、私たちは、教授会で、この要請に対し機関として応えていくことを決めました。これは、法学部が法経学部として誕生したちょうど50年目のできごとでした。この1998年という年は、私たちがその半世紀の歴史を踏まえて、あらたな半世紀の歴史の創造に向けて踏み出したきわめて重要な年であると言えるでしょう。

人材育成に対する国際協力の展開へ

この1998年以降、私たちは、アジア法整備支援事業を研究教育プロジェクトの一つとして強力に進めていくことになりました。

法整備支援と一言で言っても、さまざまな支援の方法があります。私たちは、大学でしかできない支援、すなわち法律家の育成に対する国際協力に相対



平成16年度留学生特別コース学位授与式

的に重点を置いた法整備支援事業を推進することになりました。法制度が整備されても、その担い手（法律家）が層として存在しなければ、何もなりません。鳴物入りで制定された法律も、実効性をもたず、死文化してしまいます。法制度整備に対する協力要請をしてくる国には、その理由は異なるにしても、その担い手がいちじるしく欠けているのが実情です。

私たちは、まずは、上記4ヵ国およびウズベキスタンから法律実務家等を留学生として受け入れ、英語により法学教育・研究指導（英語による修士論文執筆）を開始しました。この英語による教育・研究指導は、現在も行っており、今年でちょうど10年になります（国際法政コース・英語クラス）。この間に修士号を取得して帰国した留学生はかなりの数にのぼり、それぞれの国の重要な部署で活躍している人も少なくありません。ここ数年、20名を超す留学生が毎年、大学院法学研究科の国際法政コース・英語クラスに入学してきます。

しかし、留学生が日本法を本格的に研究しようとする場合、英語だけで研究を進めることには当然限界があります。私たちは、このような留学生に対しては、まず日本語を教育し、そのうえで日本語により日本法を教授しなければならないという当然のことを2005年から実践に移しました。2002年4月に設置された名古屋大学法政国際教育協力研究センター（CALE）とともに、私たちは、日本語による日本法

教育の場を提供する「名古屋大学日本法教育研究センター」をウズベキスタン（2005年9月）、モンゴル（2006年9月）、ベトナム（2007年9月）およびカンボジア（2008年9月）の各学術交流協定締結先の大学に設置し、それぞれの国の学生に対し、日本語教育、そして日本語による日本法教育を開始しました。そこで優秀な成績を修めた学生を私たちの大学院法学研究科に留学生として順次受け入れることになっており（国際法政コース・日本語クラス）、実際、一昨年10月から、ウズベキスタンから留学生を受け入れはじめています。

私たちは、この人材育成に対する国際協力事業が教育事業である以上は、これを今後10年ないし20年先まで継続させていかなければならないと考えています。それと同時に、今日、法整備支援に携わる日本人の若い法律家や社会学者を養成することも強く求められており、これは、私たち大学人の喫緊の課題であります。



留学生東京実地研修・国会見学（2009年）

留学生支援サークル (SOLV) 活動の軌跡 ～ 10周年を迎えて～



SOLV代表
法学部3年
倉地 健文

10周年を迎えるSOLV

10年の足跡を遡るということは容易ではない。10周年の節目である今年、10年史というかたちに残るものを作ろうと思い立ったが、その歴史の重みをあらためて感じる。

私たちのサークル、SOLV (School of Law Volunteers) は今から遡ること10年前、1999年9月に法学研究科で学ぶ留学生の日本での生活を支援することを目的として、大学院生の先輩方によって立ちあげられた。当時の法学研究科では留学生の人数も少なく日本人による支援の必要性が唱えられ、法学研究科奥田沙織先生に顧問になっていただき、法学部公認サークルとして活動を始めた。文字通りボランティア精神で留学生の日本での生活を支援し、交流しながらSOLVは発展してきた。また日本人の学生にしても、留学生との交流を通してその国の知識を深めるとともに、様々な活動を企画、運営するにあたってスキルアップできるといったメリットもある。留学生と日本人学生が相互の交流を通して、ともに成長していくというのが私たちのモットーでありSOLVの誇るべき長所である。そういった精神は先輩から後輩へと受け継がれ、世代を追うごとに新たな特色を加えながら、より良いあり方を目指して今日まで発展してきた。そして、今後もSOLVが留学生と日本人学生にとって有益な存在であり続けることが現役メンバーである私たちの目標

であり、そのために努力することが使命である。

これからも有意義であり続けるために

この10年で法学研究科にやって来る留学生の人数は増加し、先に日本に来て学んでいる先輩留学生も多数いるようになった。加えて、留学生センターや他の留学生支援サークルもあることから、現在SOLVの存在意義が問われていると感じる。また、設立当初の活動と比べると、勉強会などのアカデミックな内容は少なくなり、マニュアル化された活動を再現するだけになっている節もある。10周年を迎える今こうした現状を踏まえて、これからのありかたを真剣に考え、創造していくことが今後のSOLVの課題である。

10周年を迎えるSOLVの記念行事として、10年史の作成と、10周年記念パーティーの開催がある。10年史の作成においては、10年の軌跡をひも解き、その変遷についての知識を共有することにより、また10周年記念パーティーにおいては、実際に留学生OBと日本人学生OBを交えての座談会を通して、実体験を直接に聞くことで、今後のSOLVのありかたについて考える非常に有意義な契機となると考える。これまで多くの留学生と互恵的な関係を築いてきたSOLVである。この10周年をターニングポイントとしてさらなる進歩を遂げ、より有意義な留学生支援サークルとしてあり続けられるように努力していきたい。



2009年度のウェルカムパーティーでの集合写真

名古屋大学と同窓生との連携をめざして



カンボジア・
王立法経大学行政学部長
(名古屋大学全学同窓会
カンボジア支部長)
ホア・ペン

学生時代、私には将来の職業について多くの夢があった。カンボジアには「知識は黄金である」という諺がある。この諺は、「懸命に努力して学べば、将来すばらしい成功をもたらすだろう」という意味なのだが、私の人生に強い影響を及ぼしている。私は、1999年10月、幸運にも、名古屋大学大学院法学研究科で学ぶためのJICA奨学金を取得することができた。そして、同研究科で法律に関する専門知識を高めるために学び、かつ、研究することに全ての時間を費やしたのだった。

私は、名古屋での5年半の間、近代的な設備と資料に囲まれたすばらしい教育・研究の時間を過ごした。適切な学術的指導により、私が関心を抱いたことについて話をし、共有し、学び、そして研究を行う絶好の機会を得た。私の考え方は、より独立で、より高度に倫理的で、そしてより社会的責任を理解する方向へと劇的に変化した。今では、私の潜在的なリーダーシップは実は名古屋で生まれた、と思うのである。

私は2005年3月に同研究科を修了し、私の知識を母国のために役立てるという大きな希望をもって帰国した。以前に働いていた王立法経大学に戻り、教育青少年スポーツ省によって法学教授に任命された。大学では、教育課程や学術的指導の質を向上させることに時間を費やしている。そして、2009年5月には、行政学部長に任命された。新学部長としての私の最初の使命は、我が学部の教育・研究の質を高めることである。その方針の1つは、学生・教職員交

流プログラムを促進することによって外国の優秀な大学との協力を拡大することである。

私見では、1998年から始まった名古屋大学大学院法学研究科と王立法経大学との協力や、学生交流および学術交流を促進することに向けられた過去の努力や、そしてとりわけ2008年9月に王立法経大学内に日本法教育研究センターが設置されたことは、カンボジアの人材を充実させることに効果的に貢献してきた。

しかし、成果はなおも限られている。新しいセンターを、日本語教育と同時に研究プロジェクトにも取り組む、より活動的なものにするためには、さらなる連携が必要である。個人的に思うことだが、同センターと共同研究を行いうる優秀な人材は、2008年9月に設立された名古屋大学全学同窓会カンボジア支部にいる。同支部は、35人の同窓生を擁しており、彼らは現在ではさまざまな職種で活躍している。そして、しばしば会合し、それぞれの実務・研究において取り組んでいる事柄を共有している。そして、王立法経大学は、潜在的なパートナーである同支部の代理人として、教育・研究の質を向上させるために、法および行政分野での研究を促進するための提案を歓迎している。

(翻訳:傘谷祐之・名古屋大学大学院法学研究科・博士後期課程)



名古屋大学全学同窓会カンボジア支部設立総会にて(平野眞一前総長中央左、筆者中央右)

文部科学省「国際協力イニシアチブ」に採択される —社会科学を学ぶ外国人学生のための基礎教材開発—



名古屋大学
法政国際教育協力研究
センター長
鮎京 正訓

CALEが申請していた「社会科学を学ぶ外国人学生のための基礎教材開発」が、2009（平成21）年度文部科学省国際協力イニシアチブに採択されました。法学部創立60周年を記念する年に、「国際協力イニシアチブ」に採択されたことは、誠に喜ばしいことであり、また光栄なことです。

さて、名古屋大学大学院法学研究科は、1990年代初頭から、学部・研究科としてアジア・太平洋地域を主要な研究対象の1つとすることを決定し、アジア諸地域の法・政治研究および学術交流に積極的に取り組んできました。

そして、大学院法学研究科は、「アジア・太平洋地域法政研究教育事業」を開始するとともに、1998年以降、「法整備支援事業・研究」を開始し、ベトナム、ラオス、カンボジア、モンゴル、ウズベキスタン、インドネシア、中国などの国々への法整備支援に関わってきました。

法整備支援事業・研究のために、2000年4月には、「アジア法政情報交流センター」を法学研究科内に設立しましたが、その後、2002年4月に文部科学省令に基づく1部局となり、同センターは「法政国際教育協力研究センター」として改組され、今日に至っています。

CALEの主要任務は、①アジア諸国の法・政治に関する基本資料・情報の収集・発信、②アジア諸国の法・政治に関する理論的研究推進のコーディネーター、③アジア法整備支援事業・研究の国内的・国際的センター機能、④アジア諸国を中心とした人

的ネットワーク形成、⑤留学生の受け入れおよび法律家の育成、であり、これらの課題を法学研究科との密接な連携にもとづいて実施しています。

ところで、従来、名古屋大学大学院法学研究科が行ってきた留学生教育のひとつの特徴は、「英語による日本法教育」という点にあります。英語による教育は、学生と教員の双方が使える言語としてやむを得ず選択したという面もありますが、修了者からは多くの研究者・実務家が生まれており、その成果は高く評価されてきました。

しかし、他方で、日本法教育を英語で実施することの問題点も次第に明らかになってきました。まず、英語で書かれた日本法に関する文献が限られているため、研究指導が難しいこと、さらに、法律が改正された場合でもその英訳がなかなか入手できないとか、それを前提にした英語文献ができるまでに相当の時間がかかるという問題もありました。学生側からの需要が多い先進的な法分野ほど実定法の変化が速いため、研究指導に深刻な影響が生じることにもなりました。

また、そもそも法律がそれを運用する人々を含めたシステムであることを考えれば、背景にある社会、文化、言語などを理解することなしに法律を理解することはできないのではないか、という理念的な



増田知子教授によるモンゴル日本法教育研究センターでのスクーリング

問題も存在しました。このような経緯から、日本語により、日本法と日本社会を知り研究することのできる専門家の養成が求められるようになってきました。

そして、こうした課題を克服するために、名古屋大学は、文部科学省の助成を得て、日本法教育研究センターをアジア諸国に開設しました。それは、「日本語による日本法教育」の実現にむけて、体制移行国の現地大学と協力して日本語・日本法の教育を行なうための組織です。日本法教育研究センターは、日本の社会、歴史、文化、言語、そして日本法を理解できる専門家を、組織的かつ継続的に育成することを、その使命としています。

このような経緯にもとづき、名古屋大学日本法教育研究センターを、2005年9月にウズベキスタンのタシケント国立法科大学に、2006年9月にモンゴル国立大学法学部に、2007年9月にベトナムのハノイ法科大学に、2008年9月にはカンボジアの王立法経大学に開設しました。

ところで、これらアジア各地に設立した日本法教育研究センターの学生に、「日本語による日本法教育」を行うためには、「教材開発」の本格的な実施が不可欠です。

私たちは、数年間に亘る各センターでの教育実践の中で、今回ようやく、教材開発の方向性を見出すことができました。日本語初学者である外国人学生に、いきなり日本法だけの話をして、日本法の理解は困

難です。私たちは、①夏季セミナーという形で、日本法教育研究センターの学生を名古屋に招き、日本の裁判所、行政機関などを実地に見学させ、日本の文化にもふれさせるとともに、②たんに法律だけではなく、広く、日本の歴史、経済、社会、文化など社会科学の一般知識を含む法学教材開発を進め、このような環境のもとで、各センターの学生を教育することに努めています。

今回採択された「国際協カイニシアチブ」の成果の一端を、秋に予定されている「法学部創立60周年記念国際シンポジウム」（とき：2009年11月6日、ところ：東京国際フォーラム）において、本プロジェクトの教材開発責任者である大屋雄裕先生から発表をしていただく予定です。

法整備支援においては、法学教育支援がその根本になければならない、という名古屋大学の哲学を是非知っていただくために、東京にお出かけいただければと思っています。



モンゴルの上地一郎特別講師による遠隔教育を受けるベトナムの学生たち